

青森県報

第四千二百八十三号

平成二十九年
四月五日
(水曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………(保健衛生課) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定……………(同) ……一
- 海岸保全区域の指定の一部改正……………(農村整備課) ……一
- 基本測量の実施……………(監 理 課) ……二
- 基本測量の終了……………(同) ……三
- 道路の区域の変更……………(道 路 課) ……三
- 道路の供用の開始……………(同) ……三

公 告

- 地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域
民 局) ……四
- 出先機関……………(東青地域
民 局) ……四
- 道路の位置の指定……………(上北地域
民 局) ……四

告 示

青森県告示第二百九十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一

項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十九年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイセイ薬局八戸中央店	八戸市大字番町三五の一	平成 三元・三・一
滝沢小児科内科医院	八戸市根城五丁目二の一六	二元・三・三

青森県告示第二百九十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十九年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

区 指 定 医 分 氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関		担 当 診 療 科 名	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地		
滝沢 鷹太 氏	滝沢小児科内科医院	八戸市根城五丁目二の一六	小児科、アレルギー科	平成 二元・三・一六

青森県告示第二百九十三号

昭和三十六年二月十日青森県告示第百二十二号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

三の表中

を

津軽	津軽
岩崎	岩崎
松神	松神
<p>次のぐ線ず線ざ線及びだ線により囲まれた区域、アの地点からエの地点まで順次直線で結んだ線及びざ線により囲まれた区域並びにオの地点からカの地点まで順次直線で結んだ線ぐ線及びだ線により囲まれた区域ぐ線 深浦町大字松神字下浜松一九番地先における東西の線（方位角二三〇度）</p> <p>ず線 深浦町大字松神字下浜松四七番地先における東西の線（方位角二六三度三〇分）</p> <p>ざ線 海側における南北の線</p> <p>だ線 陸側における南北の線</p>	<p>ぐ線ず線ざ線およびだ線により囲まれた区域</p> <p>(注)</p> <p>ぐ線 岩崎村大字松神字下浜松一九番地先における東西の線（方位角二三〇度）</p> <p>ず線 岩崎村大字松神字下浜松四七番地先における東西の線（方位角二六三度三〇分）</p> <p>ざ線 海側における南北の線</p> <p>だ線 陸側における南北の線</p>

に改める。

青森県告示第二百九十四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）及び国土広域情報の修正）

二 作業期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

	アの地点
	北緯四〇度三三分一三秒二三三九
	東経一三九度五六分一九秒五〇二一
	イの地点
	北緯四〇度三三分〇六秒九五九一
	東経一三九度五六分〇九秒三八一七
	ウの地点
	北緯四〇度三二分五八秒一五〇八
	東経一三九度五六分一四秒九三三二
	エの地点
	北緯四〇度三二分五九秒〇六一五
	東経一三九度五六分二六秒四六〇二
	オの地点
	北緯四〇度三三分〇二秒〇四八七
	東経一三九度五六分二九秒九五〇三
	カの地点
	北緯四〇度三三分〇〇秒八三七〇
	東経一三九度五六分三一秒三〇四二

三 作業地域

青森県内全域

青森県告示第百九十五号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(防災対策地域水準測量作業)

二 作業期間

平成二十八年九月二日から平成二十九年二月二十八日まで

三 作業地域

八戸市

三戸郡五戸町

三戸郡階上町

三戸郡三戸町

青森県告示第百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年五月四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道			戸来十和田線	十和田市大字滝沢字道ノ上三四の三から 十和田市大字滝沢字下モ平六七の一まで	前 後	一五・五八メートルから 一四・六六メートルまで 一二・五八メートルから 三四・六八メートルまで	一、三二〇・〇〇メートル 一、三二〇・〇〇メートル 一、三二〇・〇〇メートル	

青森県告示第百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年五月四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道戸来十和田線	十和田市大字滝沢字下モ平七三の一から 十和田市大字滝沢字下モ平六七の一まで	平成二九・四・五

公

告

地籍調査の成果の認証

八戸市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大 字 名	小 字 名
八 戸 市	根城 根城七丁目の一部	大久保

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 浜村建築
- 二 氏名 濱村貞義
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字油川字浪岸三八の六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二四）第一〇〇六三五号
- 五 取消年月日 平成二十九年三月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月五日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
十和田市東十四番町二三の七	一一四・三四メートル	六・〇〇メートル	平成 二九・三・三

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	---	--------------------------------